

国民健康保険対象の皆さんへ

問 市役所GF(グラウンドフロア)
保険年金課 ☎(21)1148

新しい国民健康保険証を7月中旬に簡易書留で送付します

8月1日から使用する国民健康保険証の有効期限は令和5年7月31日です。

ただし、令和4年8月2日〜令和5年7月31日に次の①②に該当する人は有効期限が短くなっています。

- ① 75歳になる人：有効期限は誕生日の前日です。75歳の誕生日以降は後期高齢者医療保険に変わります。
- ② 70歳になる人：有効期限は誕生月の末日(1日生まれの人は誕生日の前日)です。

病院窓口での負担割合を記載した新しい保険証を送付します。誕生月の翌月1日(1日生まれの人は誕生日)から使用してください。

病院窓口で支払う自己負担割合

70歳〜74歳
医療機関を受診したときの自己負担割合は、住民税の課税標準額等によって判定します。
※課税標準額とは、総所得

金額から各種控除や必要経費を除いたあとの金額自己負担割合の判定

◎2割負担の人(現役並み所得者以外)：同じ世帯に課税標準額が145万円以上で国民健康保険に加入している70歳〜74歳の人がいない場合

※基礎控除後の合計総所得が210万円以下であれば該当

◎3割負担の人(現役並み所得者)：同じ世帯に課税標準額が145万円以上で、国民健康保険に加入している70歳〜74歳の人が1人でもいる場合

※左記の表に該当する場合は自己負担割合が2割となります。

自己負担割合が2割になる場合	
国民健康保険に加入している70歳〜74歳の人が世帯に1人いる場合	合計収入が383万円未満
国民健康保険に加入している70歳〜74歳の人が世帯に2人以上いる場合	合計収入が520万円未満

脱退について

現在国民健康保険に加入している人で、就職などによりほかの健康保険に加入した場合や、家族の健康保険の被扶養者となった場合などは、国民健康保険の脱退手続が必要です。

別枚速見広域圏事務組合

令和3年度下半期の財政状況をホームページで公表しています。

HP <https://www.bekihaya-mi-ota.jp/>

問 別枚速見広域圏城市町村圏事務組合 ☎(21)1126

北浜温泉未使用回数券を返金します

北浜温泉(テルマス)の未使用回数券の返金は、温泉課で受付しています。

手続の方法は、左記へお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

問 温泉課 ☎(21)1129

国民健康保険の限度額適用認定証の更新を7月1日(金)から受け付けます

医療機関を受診したとき、限度額(所得区分によって異なります)を超えた自己負担分は申請により高額療養費として支給されます。ただし、あらかじめ限度額適用認定証(住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付を受けて、医療機関に提示すると、医療機関への支払いが自己負担限度額までになります。非課税世帯の人は入院時の食事代を減額することもできます。

70歳未満	課税世帯		更新が必要
	非課税世帯		更新が必要 ※食事代の減額あり
70歳〜74歳	課税世帯	課税標準額 690万円以上	申請不要
		課税標準額 145万円以上 690万円未満	更新が必要
		課税標準額 145万円未満	申請不要
	非課税世帯		更新が必要 ※食事代の減額あり

■更新の申請期間 7月1日(金)〜8月31日(水)

既に認定証をお持ちの人は、7月末で有効期限が切れますので、必要人は8月末までに更新の手続をしてください。

※新規申請は随時受け付けます。その場合、申請月の初日から有効となり、申請月前月までの受診分は対象外となりますのでご注意ください。

※国保税に滞納があると発行ができない場合があります。

■申請に必要なもの

- ①国民健康保険証 ②現在お持ちの認定証(更新者)
- ③持参できる人はマイナンバーカード
- ※非課税世帯の人で長期入院該当者(申請月以前の1年間で入院日数が91日以上ある人)は、入院日数を確認できる書類(領収書など)が必要です。
- ※出張所でも受付できますが、認定証は後日郵送になります。

申・問 保険年金課 ☎21-1148

後期高齢者医療 対象の皆さんへ

【申請】市役所GF(グランドフロア) 保険年金課 ☎(21)1148

新しい保険証を7月中旬・9月中旬の2回簡易書留で送付します

現在の緑色の保険証の有効期限は7月末です。後期高齢者医療制度の改正により、令和4年10月から一部負担金の割合が変更になる人がいるため、保険証を2回送付します。

1回目	令和4年8月1日～ 令和4年9月30日 ※茶色、折りたたみ型
2回目	令和4年10月1日～ 令和5年7月31日 ※桃色、折りたたみ型

※保険料額決定通知書とは別に送付します。
※裏面で臓器提供の意思表示ができません。
※『一部負担金の割合』は令和3年中の所得などに基づいて判定されます。

【保険証イメージ】

後期高齢者医療被保険者証 有効期間 令和5年7月31日
被保険者番号 ○○○○○○
住所 大分県○○○○○○○○○○
氏名 ○ ○ ○ ○
生年月日 昭和○○年○○月○○日 性別 ○
資格取得年月日 平成○○年○○月○○日
発効期日 平成○○年○○月○○日
交付年月日 令和○○年○○月○○日
一部負担金の割合 ○割
被保険者番号 ○○○○○○
被保険者名 大分県後期高齢者医療広域連合(団)

注意事項
1 保険医療機関等について診療を受けるときは、必ずこの保険証をその窓口で提示してください。
2 被保険者の資格がなくなったりまたは、直ちにこの保険証を市町村に提出してください。また、転居の届出をする際には、この保険証を添えてください。
3 この保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この保険証を失って、保険者(後期高齢者医療広域連合) 宛ての書面を、市町村に提出してください。
4 有効期間が経過したときは、この保険証を使用することはできません。また、有効期限内でも負担割合等記載内容に変更があった場合は、新しい保険証が交付されますので、それまでお持ちの保険証はすみやかに返還してください。
5 不正にこの保険証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲戒の処分を受けます。
特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この保険証を差戻していただくことがあります。

▶今回送付する保険証の色は、1回目「茶色」、2回目「桃色」です。

令和4年度保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

保険料の納め方については、特別徴収(年金からの引落し)と普通徴収(納付書での納付または口座振替)があります。納め方や保険料額、納期などは通知書をご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

◆現在認定証をお持ちの人は現在発行している認定証の有効期限は7月31日です。

令和4年度も住民税非課税世帯に属する人、または住民税課税所得が145万円以上690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する人は新規に申請ができます。

令和4年度も住民税非課税世帯に属する人、または住民税課税所得が145万円以上690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する人には、7月中旬に新しい認定証を送付しますので、更新の手続きは不要です。

※昨年度と保険証の一部負担金の割合(1割・3割)が変更となった世帯は、認定証が送付されません。

※令和4年度住民税未申告の人がいる世帯は、認定証が送付されません。

※『区分Ⅱ』に該当する人で、申請月以前の1年間で91日以上入院がある人は、長期入院該当の申請ができます。

◆現在認定証をお持ちでない人
令和4年度住民税非課税世帯に属する人、または住民税課税所得が145万円以上690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する人は新規に申請ができます。

◆申請に必要なもの
①保険証、②持参できる人はマイナンバーカード

子ども医療費受給資格者証の申請

令和4年10月診療分から別府市在住の市町村民税課税世帯小・中学生の通院に係る医療費(保険診療分)が新たに子ども医療助成の対象となります。

区分	課税世帯小・中学生	
	改正前	改正後
助成対象	入院 無料	入院/無料・通院/1医療機関ごと1回500円まで(負担上限/月4回まで、5回目以降は無料、月最大2,000円)

※市町村民税非課税世帯の小・中学生は通院、入院とも無料です。また、令和4年10月診療分から助成を受けるためには申請が必要です。

※市町村民税課税世帯、非課税世帯の小・中学生に申請書をお送りします。申請書に必要事項をご記入のうえ、対象児童の健康保険証の写しを添付し返信用封筒で申請書を返送してください。(生活保護受給者、ひとり親家庭等医療助成受給者は対象外です)

子育て支援課 ☎21-1427

竹細工利用促進事業補助金申込受付

伝統的工芸品「別府竹細工」の認知度向上のため、利用客への飲食の提供に用いる竹細工の器などを購入する宿泊施設に対し、購入費用の一部を補助します。

対象者・条件

- 市内で宿泊施設を営む者であること
- これから取り組む事業で、令和4年度中に事業及び支払が完了すること
- 市税を完納していること
- 対象事業 市内の事業者などが制作または加工した

竹細工の器などの購入補助金額 補助対象経費の2分の1以内(千円未満切捨て) 上限10万円

※予算額に達し次第、受付は終了します。

※詳しくは市ホームページまたは左記へお問い合わせ。

申請 産業政策課 ☎(21)1132

■お詫びと訂正■
市報べっぷ6月号の掲載記事に誤りがありました。
P3 別府市公会堂リニューアルオープン (誤) 吉田哲郎 (正) 吉田鉄郎
P9 国民年金の学生納付特例制度 令和4年度の1か月分保険料額 (誤) 16,520円 (正) 16,590円
ご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

介護保険の利用者負担について

申請・問 市役所1階 介護保険課 ☎(21)1463
(〒874の8511 上野口町1番15号)

市税徴収強化に 大分県職員を派遣

大分県では「県と市町村との連携による地方税徴収強化対策」を実施しており、別府市に7月1日付で県職員が派遣されました。

この制度は、個人住民税などの収入確保、市税務職員の滞納整理の技術向上を目的としています。別府市では、12月末まで大分県税務所の職員とともに、滞納整理などを実施します。

また、杵築市、国東市、日出町との間で税務職員を相互派遣し、共同滞納整理など協力を強化します。

債権管理課 ☎(21)1121

祝日のごみ収集

7月18日(月)例は、当該対象地区のごみの収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しください。収集日はごみカレンダーにも掲載していますので、ご確認のうえお出しください。

生活環境課清掃事務所 ☎(66)5353

介護保険負担割合証を 7月中旬に送付します

要支援・要介護認定または総合事業の認定を受けている人を対象に、令和4年8月からの利用者負担の割合を示した「介護保険負担割合証」(桃色)を7月中旬に郵送します。

介護サービス利用時の利用者負担は基本的に1割負担ですが、65歳以上(第1号被保険者)の人で、前年中に一定以上の所得がある人は2割または3割負担になる場合があります(負担割合は令和3年中の所得金額などに基づき決定します)。

8月からの介護サービス利用時の利用者負担の割合を示す証明書になりますので、利用する介護サービス事業所などに負担割合証を提示してください。

■3割負担の対象となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、本人を含む同じ世帯の65歳以上の人の

年金収入とその他の合計所得金額が、一人世帯の場合340万円以上の人、2人以上の場合は合わせて463万円以上の人

■2割負担の対象となる人

本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で、本人を含む同じ世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が、一人世帯の場合は280万円以上340万円未満の人。2人以上の場合は合わせて346万円以上463万円未満の人

■1割負担の対象となる人

住民税が非課税の人、本人の合計所得金額が160万円未満の人、生活保護を受給している人、64歳以下の人

介護保険の低所得者 向け利用者負担軽減

■介護保険利用者負担限度額認定

介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・

介護医療院)・ショートス

テイでの食費・居住費について、低所得の人は申請により所得段階に応じて負担額の軽減が受けられます。

対象 生活保護を受給している人、または次の要件の全てを満たす人

①世帯全員が住民税非課税であること
②配偶者が別世帯でも住民税非課税であること
③預貯金などの額が一定額以下であること

申請に必要なもの

介護保険被保険者証、本人及び配偶者の預貯金通帳の写しなど

※詳細はお問い合わせください。

注意事項

有効期間は申請月の月初日からとなります。

なお、継続して利用する人は、8月31日(木)までに窓口または郵便で更新の手続が必要です。

■社会福祉法人などによる利用者負担額軽減制度

次の①~⑥を全て満たす

人は、社会福祉法人が提供する施設及び訪問介護サービスなどの利用者負担額のうち、100分の25を軽減します。

①世帯全員が住民税非課税
②単身世帯で年収150万円以下、預貯金350万円以下
③二人増すごとに年収で50万円、預貯金で100万円を加算

④親族などに扶養されていない
⑤介護保険料を滞納していない
※介護保険施設・ショートステイでの食費・居住費の軽減については⑥も含む

⑥介護保険負担限度額認定証が交付されている

申請に必要なもの

介護保険被保険者証、印鑑、通帳(令和3年1月1日から現在まで記帳済みのもの)、年金改定通知書など

注意事項

有効期間は申請月の月初日からとなります。

なお、継続して利用する人は、7月15日(金)までに更新の手続が必要です。

「ご存じですか」 建築物の定期報告

今年度は病院・診療所などが対象です

あなたが所有または管理している建築物は、廊下や階段が物置代わりになっていたり、防火戸が作動しなかったりしていませんか。これらを放置したままだと、災害時に人命に危険を及ぼすことになりかねません。危険を予防するため、建築物の所有者または管理者は、定期的に専門技術者へ調査や検査を依頼し、その結果を報告することが建築

表1 定期報告が必要な建築物

(Aの用途でBのいずれかに該当するもの)

A：建築物の用途	B：規模など
病院、有床診療所、高齢者・障害者などの就寝の用に供する建築物	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)

表2 対象となる防火設備及び小荷物昇降機

種別	対象
小荷物昇降機	フロアタイプのものに限る
防火設備	①定期報告の対象となる建築物に設けられる防火設備 ②以下にあげる用途のうち床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 ・病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホームに限る) ・就寝用途の児童福祉施設など

基準法で義務付けられています。今年度は表1の建築物が定期報告の対象になっていますので、建築物の所有者または管理者は建築士(設計事務所など)に相談し、必ず報告してください。

報告期間 7月1日(金)～12月20日(火)

また、表2の防火設備及び小荷物昇降機が従前の建築設備等に加え定期報告の対象となっています。

報告期限 12月20日(火)まで
※小荷物昇降機等の報告は大分県昇降機センターまで

報告・問い合わせ 都市計画課
☎(21)1487

普通救命講習

日時 7月10日(日) 9時～12時
場所 消防本部4階 第1会議室

※エレベーターはありません。
内容 心肺蘇生法、AED
取扱い要領、止血法など
定員 30人(先着順)

※電話で左記へ申込み
※自分の間市内居住または市内事業所などでお勤めの人に制限します。

※受講の際は、感染症対策にご協力ください。
☎(25)1124
消防本部警防課

社会を明るくする運動

犯罪や非行のない明るい社会をつくりましょう

7月は『第72回社会を明るくする運動』強調月間です。この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、明るい社会を築いていく全国的な運動です。

期間中、街頭での啓発活動をはじめ、各地区社会福祉協議会では、パレードや映画など様々なイベントが

行われます。皆さんの積極的な参加をお願いします。

☎(21)10003
高齢者福祉課

債務者相談会(要申込)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの人はご相談ください。

日時 7月14日(木) 13時30分～16時30分
場所 市役所4階 4F-2会議室

申込方法 事前に電話で左記へ申込み。

定員 6人(先着順)
☎(21)1881
産業政策課

サマージャンボ宝くじ販売

「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、7月5日(火)から全国で同時発売されます。この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間 7月5日(火)～8月5日(金)

☎097(574)9457
大分県市町村振興協会

おおいた夏の事故ゼロ運動

おこさずあわず事故ゼロ
夏は観光による交通量の増加や暑さからくる疲労などにより、交通事故の増加が懸念されます。

ドライバー、自転車利用者、歩行者はお互いに「横断歩道でのマナーアップ」を心がけて、「交通事故のない、安全で、安心なまち別府」を目指しましょう。

期間 7月15日(金)～21日(木)
☎(21)1134
生活環境課

交通安全指導員募集

内容 左記の小学校付近で、登校時に子どもたちへ交通安全指導をしていただける人(性別は問いません)

募集校區 南小、石垣小、緑丘小、鶴見小、春木川小、朝日小、大平山小

報酬 10万円(年額)
指導時間 授業日の7時30分～8時30分(約1時間)
☎(21)1134
生活環境課

別府市文化活動 育成・奨励事業 補助金交付

市内での文化活動の活性化を図るため、次に掲げる活動を行う文化団体に対して補助金を交付します。

① 広く市民に発表するため、市内で行われる大会、行事などの活動

申請期限 令和5年1月末

② 国や自治体が主催、共催、後援する九州・全国・国際大会などに県予選などを経て出場資格を得た活動

申請期限 令和5年2月末

※事業の開始前にお問い合わせください。詳細は左記へ。

申請 文化国際課
☎(21)1131

海外留学する市民を応援します

別府市海外留学奨励金支給額 1人1回限り5万円

※渡航前の申請が必要で、定員に達し次第、締め切ります。

対象 次の要件を全て満たす人

① 海外の高校、短期大学、

大学、専門学校または語学学校に半年以上留学する人

② 義務教育を終了した人

③ 別府市に3年以上在住、または過去3年の間に遡って3年以上居住していた人

④ 帰国後、別府市の国際交流に貢献できる人

※詳細は左記へ。

※政府の海外渡航制限の緩和措置などの状況を確認し、申請してください。

申請 文化国際課
☎(21)1131

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「日中仕事などで納付に行けない」「社会保険に入らなかったけど日中仕事で脱退の手続に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。保険料・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続にご利用ください。電話での納付相談なども受け付けます。

日時 7月15日(金)、25日(月) 17時30分～20時

問 保険年金課 ☎(21)1148

主にバリアフリー改修工事に関わること 高齢者世帯の改修工事費用を補助します 高齢者世帯リフォーム支援事業

交付対象条件 次の全てに該当すること

- ・別府市に住所を有し、かつ居住している65歳以上の高齢者がいる世帯であること
- ・市税を完納している世帯であること
- ・世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満であること(世帯員に18歳～64歳の人がある場合の収入においては公的年金などを除く)
- ・過去に国及び地方公共団体から住宅の改修に伴う補助金の交付を受けていないこと

施工者要件 次のいずれかに該当すること

- ・別府市内に主たる事業所(本店)を有する法人
- ・別府市の住民基本台帳に記録されている個人

住宅要件 高齢者世帯が居住している住宅

※住宅所有者の同意が必要

※国、県、または市町村が所有する住宅は対象外

対象工事 高齢者用の居室(寝室など)の増築及び内装改修工事、バリアフリー改修工事など(30万円未満の工事は対象外)

補助金額 補助対象工事費の20%(上限30万円)

申請期間 7月19日(火)～8月31日(水)

※申請受付は先着順です。募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切ります。

※詳細はお問い合わせください。

※既に着工している工事は対象外です。

申請・問 高齢者福祉課 ☎21-1442

三世帯同居世帯の改修工事費用を補助します 三世帯同居世帯リフォーム支援事業

交付対象条件 次の全てに該当すること

- ・別府市に住所を有し、18歳未満の子どもを含む三世帯以上で構成される世帯であること(出産・転居などにより申請日以降に三世帯同居となる世帯を含む)
- ・市税を完納している世帯であること
- ・過去に国及び地方公共団体から住宅の改修に伴う補助金の交付を受けていないこと

施工者要件 次のいずれかに該当すること

- ・別府市内に主たる事業所(本店)を有する法人
- ・別府市の住民基本台帳に記録されている個人

住宅要件 別府市内にある既存住宅で行う工事(既存住宅を購入する場合も含む)

対象工事 ①玄関②トイレ③浴室④キッチン(左記に掲げる4つの部位のうち、1部位以上の増設を伴う改修工事)

補助金額 補助対象工事費の50%(上限75万円)

申請期間 7月1日(金)～12月9日(金)

※申請受付は先着順です。なお、募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切ります。

※昭和56年5月以前に建てられた耐震性の無い木造住宅で申請を行う場合は、リフォーム工事と併せて耐震改修工事を行うことが条件です。

※同時に行う世帯を区切るための間仕切り壁やドアの設置工事、省エネ改修工事(窓・外壁・屋根などの断熱化に係るもの)なども補助の対象です。

※既に着工している工事は対象外です。

申請・問 子育て支援課 ☎21-1427

別府市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業や収入減少などにより、家計が急変した低所得の子育て世帯の人々を対象に、特別給付金を支給します。

支給対象者（要申請）

■ひとり親世帯分

① 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

■ひとり親以外世帯分

令和4年3月31日時点で18歳未満の子※（障がい児については20歳未満）の養育者であり、AまたはBのいずれかに該当する人

※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

A 令和4年度分の住民税均等割が非課税である人

B 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、Aの人と同様の事情にあると認められる人（家計急変者）

支給額 児童1人当たり 5万円

申請時期

ひとり親世帯分

受付中（令和5年2月28日

ひとり親以外世帯分

7月1日～令和5年2月28日

申請 子育て支援課

☎(21)1427

別府市防災マップ 協賛広告の募集

本市では、突然起きる自然災害に日頃から市民の皆さんに備えていただくために防災情報を見直した冊子型「別府市防災マップ」の作成を予定しています。

作成にあたり官民協働事業として、協賛広告の募集を行いますので、ご協力をお願いいたします。

発行予定月 令和5年1月
発行予定部数 6万7千部
(各戸配布)

問 防災危機管理課

☎(21)2255

マイナンバーカード未取得の人へ

申請に必要な「QRコード付き交付申請書」が順次発送されます

7月中旬から8月にかけて、マイナンバーカードをお持ちでない人に、マイナンバーカードの申請に必要な「QRコード付き交付申請書」が再送付されます（差出人は「地方公共団体情報システム機構」です）。申請後、マイナンバーカードを受け取ることができるのは1～2か月後、住民票のある市区町村窓口です。

申請方法 ○市役所1階や市内各所で、写真を無料で撮影する申請サポート窓口を開設しています。

○スマートフォンやタブレットをお持ちの人は、オンライン申請が可能です。※メールアドレスの入力が必要

○申請書に必要事項を記入し、所定の位置に証明写真を貼付して、郵便で申請することができます。

マイナンバーカード申請、マイナポイント申込、健康保険証利用登録、公金受取口座登録のサポート

市役所1階に申請サポート窓口を常設しています。

平日 9時～17時

時間外窓口 【夜間】 7月7日(木)、19日(火)
19時まで

【休日】 7月24日(日) 9時～12時

【出張窓口】 9時～16時

7月6日(水) 南部出張所

7月13日(水) 北部コミュニティーセンターあすなろ館

7月20日(水) 朝日大平山地区公民館(朝日出張所)

※参議院議員通常選挙の期日前投票所付近でも実施予定

他にも、商業施設などでの実施を予定しています。



最新情報

手続に必要な持ち物

《マイナンバーカードの申請》 **写真撮影無料!**

○QRコード付き交付申請書または通知カード

○本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

《マイナポイントの申込み》

○マイナンバーカード

○カード取得時に設定した4桁のパスワード

○キャッシュレス決済で使用するカードや、アプリが入ったスマートフォン

《マイナンバーカードの健康保険証利用登録》

○マイナンバーカード

○カード取得時に設定した4桁のパスワード

《公金受取口座の登録》

○マイナンバーカード

○カード取得時に設定した4桁のパスワード

○ご本人名義の通帳など、口座情報がわかるもの
(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号が必要です)

※上記のポイント申込みは6月30日(木)から予定

問 申請サポートに関すること 情報政策課 申請サポート窓口 ☎75-8521 (平日9時～17時)

マイナンバー制度全般に関すること マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178 (平日9時30分～20時、土日祝9時30分～17時30分)

市営住宅入居者募集

申問 別府市住宅管理センター
☎(21)2200

申込期間

7月4日(月)～15日(金)
抽選日 7月23日(土)

◆一般公営住宅(24戸)

申込資格 次の条件を全て満たしていること。

- ①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)
- ②同居する親族がいる(単身者用住宅を除く)
- ③市税を完納している
- ④入居申込者全員が暴力団員でない
- ⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円以下

※条件により、所得の上限が緩和されることがあります。

単身で申し込む場合

上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当
⑥入居日時点で満60歳以上であること

- ⑦身体障がい者(身体障がい者手帳1級～4級)
- ⑧精神障がい者(精神障がい者保健福祉手帳1級～3級)
- ⑨知的障がい者(療育手帳A1～B2)
- ⑩生活保護受給者など

◆若年夫婦・若年単身者用住宅(1戸)

申込資格 一般公営住宅の

申込資格①③④に加え、
の条件を全て満たすこと。

① 控除後の月額所得が

15万8千円以上
25万9千円以下

②若年夫婦・若年単身者用住宅は令和4年9月1日現在の年齢が35歳以下の人からなる夫婦で他に同居人がいないこと、または35歳以下の単身者

■ 申込方法

必要書類を添え、窓口または郵送で申込みを。

※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■ 申込上の注意事項

① 婚姻中の夫婦の一方のみ

(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。

ただし、婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合には申込みができます。

② 当選後、入居資格の再審査を行います。

この時申込資格に合致しない場合は、入居できません。

③ 市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。

当選前の内見はできません。

④ 市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。

空室情報テレフォンサービス ☎(27)0839(24時間案内)
大分県住宅供給公社ウェブサイト

(www.oita-jkk.jp)

「大分県住宅供給公社」↓

「市営住宅」↓「別府市営住宅」各出張所窓口 間取りのみ閲覧できます。

土砂災害への警戒を

これから台風や大雨の多い時期となり、がけ崩れや土石流などの土砂災害が発生しやすくなります。斜面から石が落ちてくる、濁った水が出てくるなどの普段と違う現象を発見した場合は、土砂災害の前兆現象のおそれがあります。

まずは安全な場所に避難し、市役所または別府土木事務所に連絡をお願いします。また、県では土砂災害のおそれがある区域をホームページで公開していますので、参考にしてください。



問 都市整備課

☎(21)1465

防災危機管理課

☎(21)2255

別府土木事務所河港砂防課 ☎(67)0215

災害区域情報
土砂警戒サイト

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
光の園	1	D	2	単身者・家族
鶴見	1	H	5	
	2	I	3	
竹の内	1	I	4	
	1	F	2	
向原	1	H	1	
	1	A	4	
宮園	1	A	4	
	1	B	4	
上野口	1	C	3	
古賀口	1	C	3	
扇山	1	C	3	
石垣原	1	A	3	家族
	1	B	簡二	
北中	1	A	4	
	1	B	4	
緑ヶ丘	1	B	3	
新別府	1	B	2	
扇山	1	D	1	
野口原	1	B	4	
石田	1	A	4	
	1	B	3	
荘園	1	A	3	
松原(特公賃)	1	—	4	

市営住宅の申込みには、来たる人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。「通知カード」か「マイナンバーカード」と本人確認書類を忘れずにお持ちください。

原爆展パネルを貸し出します(無料)

被爆者の映像と証言を組み合わせ制作された「証言パネル」を貸し出します。
貸出期間
7月1日(金)～9月30日(金)

パネルのサイズ B2版
(縦73cm×横52cm)
パネルの枚数 全30枚

問 社会教育課
☎(21)1587

身近な人権講座

日時 7月28日(木)
14時～16時

場所 南部地区公民館(浜脇)
テーマ 高齢者と人権

講師 日常にある人権侵害
大分県人権問題講師団

問 講師 井上杉夫さん
共生社会実現・
部落差別解消推進課
☎(21)1291

人権啓発センターの各種講座

場所 人権啓発センター
(石垣東10丁目)
※参加希望の人は、下記へ

電話で申込み。
◆じんけんふれあい教室
日時 7月12日(火) 10時～12時

内容 絵手紙(暑中見舞い)
講師 原野彰子さん

定員 10人 参加費 300円

◆市民人権講座
日時 7月27日(水) 10時～12時

テーマ 外国人の人権問題
双方の視点(受け入れる側
受け入れられる側)から捉

える多文化共生社会
講師 川野優希さん

問 マーサ・ターケットさん
◆人権ミニ講座
日時 7月21日(木)
10時～11時30分

テーマ 医療をめぐる人権問題
ハンセン病回復者の願い
講師 渡邊明子さん

問 共生社会実現・
部落差別解消推進課
☎(21)1291

人権啓発センター
☎(23)6163

人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談を電話や面接でお受けします。
日時 月～金曜日 9時～16時
(受付15時30分まで)

※祝日、年末年始は除く。
場所・問 人権啓発センター(石垣東10丁目)
☎(23)6163

子どもに関する弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、ぜひご相談ください。
日時 7月22日(金) 16時～18時

場所 光の園子どもセンター
ターパーネム内(荘園)

内容 子どもや子育て環境に関する悩みを、法律や

人権の観点から弁護士に相談できます。
※1人30分程度。要予約。
※電話で左記へ申込み。

問 別府市子ども家庭総合支援拠点(光の園)
☎080(3371)0874

発達に心配のあるお子さんの就学相談会

令和5年度に小学校入学予定で、障がいなどにより発達に心配のあるお子さんの就学相談会を行います。

日時 9月22日(木)
9時30分～14時30分

※1人30分程度の予定
※秘密厳守で個別に行います

場所 市役所5階大会議室ほか
内容 ①発達に心配のある
幼児への接し方②就学や
保育・教育に関すること

相談員 医師、学識経験者、
特別支援学校及び小・中
学校関係者など

申込方法 8月10日(水)まで
に「就学相談票」を提出
問 学校教育課
☎(21)1574

わたしたちのねがい

性的少数者と人権

～「多様な性の在り方」について理解を深めよう～

今までの一般的な認識としては、性は、生まれたときの「身体の性(戸籍上の性別)」によって、「男性」「女性」の二つに分け、また、「心の性(自分がどの性別であるかの認識)」も「身体の性」と同じ、ということでした。

しかし、現実には、「身体の性」と「心の性」が同じではないと認識している人々や、異性以外にも恋愛感情を持つ人々がいます。このような人々を「性的少数者(セクシュアルマイノリティ)」などといい、以下のアルファベットを取って「LGBT」ということもあります。

- L (レズビアン)：同性を好きになる女性
- G (ゲイ)：同性を好きになる男性
- B (バイセクシュアル)：異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人
- T (トランスジェンダー)：身体と心の性が異なっている人

しかし、性的少数者には、この「LGBT」の人たちだけでなく、自分の性の在り方について迷っている人、決めていない人、性別を「男性」「女性」と二分することになじまない人など、多様な性の在り方の人たちがいます。

このため、「LGBT」に他の文字を加えた言い方や、性的少数者に限らず、全ての人の性の在り方を反映した別の言い方もされるようになっていきます。性的少数者の存在は徐々に知られてきましたが、社会において、各当事者の在り方が正しく認知されておらず、むしろ誤った認識による偏見や差別により、職場や学校で生きづらさを感じている人もいます。

性の在り方は人の数だけあり、一人ひとり違って当たり前なのです。性的少数者と、その性の在り方の多様さを理解し、誰もが「ありのままの自分で生きられる社会、ダイバーシティ別府」をつくっていきましょう。

7月の無料人権相談 お気軽にご相談ください(予約優先)

日時 13日(水) 10時～12時、13時～15時
場所 市役所4階 農業委員会室
問 共生社会実現・部落差別解消推進課 ☎21-1291

農地農業相談

日時 7月21日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階農業委員会室
内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員、農地利用最適化推進委員

※予約は7月13日(水)までに電話で左記へ申込み。

☎(21) 1178

別府市生活支援体制整備事業市民講演会

日時 7月22日(金)

14時～15時30分

場所 別府市公会堂
(上田の湯町)

内容 地震だ！台風だ！豪雨だ！その時、地域はどうする！？

講師 神戸大学名誉教授・日本防災士会理事長

室崎益輝さん

※別府市社会福祉協議会へ電話で申込み。

☎(26) 6070

☎(21) 1463

介護保険課

証明書申請の詳細はこちら



被災者支援制度

下記の証明は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分などの支援措置の適用の判断材料として幅広く活用できます。
※びったりサービス（電子申請）または窓口で申請できます。

◆ 罹災証明など

種類	被害に遭われた建物など	証明種類	受付先
自然災害	住家（お住まい）そのものの被害	罹災証明	防災危機管理課 ☎21-2255
	上記以外（車庫、倉庫、塀、石垣、動産など）	被災証明	
火災	火災被害	り災証明	消防本部警防課 ☎25-1124

◆ 被災者支援制度一覧

【A：制度概要／B：必要なもの／C：窓口】

お住まいに困っている時	
災害被災者住宅再建支援金	市営住宅の一時入居
A 地震・風水害などの自然災害により居住している住宅が全壊・半壊・床上浸水の被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害被災者住宅再建支援金を支給します。（被災時に市内に居住し、被災日以後において引き続き市内に居住する世帯主が対象です）	火災や地震・風水害などの自然災害により住宅を失った人に対して、申請に基づき市営住宅の一時的な使用を許可します。 ※使用期間は、原則として6か月以内（使用期間満了後要明渡し）。使用料は免除します。
B 【基礎支給支援金申請時】罹災証明書・預金通帳などの写し・住民票【加算支給支援金申請時】契約書などの写し	罹災証明書の写し
C 高齢者福祉課福祉政策係 ☎21-1003	別府市住宅管理センター ☎21-2200 施設整備課住宅政策係 ☎21-1478
生活で困っている時	
水道料金の減免制度	下水道使用料の減免制度
A 火災や地震・風水害などの自然災害により水道管破裂や温水器故障などで修繕した場合、申請に基づき被害程度に応じて水道料金を減免します。修繕費用の補助はいたしません。	火災や地震・風水害などの自然災害により被害を受けた場合、申請に基づき被害程度に応じて下水道料金を減免します。
B 減免申請書（火災の場合はり災証明書の写し）	減免申請書
C 上下水道局営業課 ☎23-0361	上下水道局下水道課管理係 ☎21-1486
一般廃棄物処理手数料減免制度（ゴミ収集、運搬）	廃棄物処理施設使用料減免制度（土砂、がれき搬入）
A 火災や地震・風水害などの自然災害により被害を受けた場合、ごみ（家庭系一般廃棄物）の収集・運搬手数料を減免します。	火災や地震・風水害などの自然災害により被害を受けた場合、土砂・がれきを別府市南畑不燃物物理立場へ搬入する場合の施設使用料を減免します。
B 罹災（被災）証明書の写し	罹災（被災）証明書の写し
C 生活環境課清掃事務所 ☎66-5353	生活環境課 ☎21-1134
生活必需品の給付（日本赤十字社）	
A 火災や風水害などの自然災害により住家が全焼・全壊・流出・半焼・半壊・床上浸水した世帯などに対し、生活必需品を配布します。（緊急セット、毛布など）	<p>今回は、税金・福祉関係の減免等の制度を紹介します。</p> <p>※詳細は、担当窓口へお問い合わせください。</p>
B なし	
C 高齢者福祉課福祉政策係 ☎21-1003	